

技術資料等説明書

令和6年度緑川ダム管理所管内における災害時等応急対策設計業務に関する基本協定の締結等については、関係法令に定めるものの他、この技術資料等説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年1月25日

2 公告者 国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所長 吉永 勝彦
熊本県下益城郡美里町畝野3456

3. 基本協定の概要等

「公告」1. (1)～(5)のとおりとする。

4 申請書、技術資料の作成要領及び留意点

(1) 評価項目と評価基準

別表-1の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

(2) 特定方式

提出された技術資料等を基に評価し、評価点の高い順に協定企業として特定する。

(3) 申請書・技術資料作成要領

1) 申請書(様式-1)

申請書表紙は[様式-1]とすること。

希望する1部門を記載する。(測量・設計部門又は地質調査部門又は流量検討・氾濫解析部門)

2) 技術者の所在地(様式-2)(流量検討・氾濫解析部門は不要)

配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ(以下「業務拠点」という。)から緑川ダム管理所への出動所要時間及び経路を記載する。

3) 有資格技術者数等(様式-3)

技術資料提出者(企業)との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有し、且つ様式-1で記載した業務拠点に常駐する技術者の中で、下記の資格を有する者の氏名等を最大5名まで記載する。

また、同一人物の複数の資格を記載することはできるものとする。

各部門における有資格者の区分については「公告」2.(7)のとおりとする。

なお、資格を確認できる資料(資格者証の写し等)及び記載する技術者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有していることがわかる資料(健康保険証の写し等)、業務拠点に3ヶ月以上の常駐をしていることが証明できる資料を添付すること。

4) 業務実績(様式-4)

平成30年4月1日から提出日までの間に完成した業務実績から、次の条件をすべて満たす業務を3件まで記載する。

①熊本県内における河川又はダム関係の業務であること。

②国、県又は市町村が発注した業務であること。

なお、実績が3件以上ある場合は、緑川ダム管理所が発注した業務を優先して記載すること。

また、記載した業務実績が、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に登録されていない

い場合は、契約書の写しを添付すること。

5) 参加資格要件の確認

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における、令和3・4年度の測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務の一般競争（指名競争）参加資格の申請の鏡の写し又は認定書の写しを添付すること。

5 本協定締結企業の特定及び通知

技術資料を提出した者のうち、特定した者に対しては特定した旨を、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を文書により令和6年2月29日までに通知する。

6 非特定理由の説明

(1) 特定しなかった旨の通知を受けた者は、当管理所に対して非特定理由について、次に従い説明を求められることができる。

①受領期限：令和6年3月5日 17時00分まで

②提出方法：メールにより提出。

提出先メールアドレス：matsumoto-t8912@mlit.go.jp

(2) 当管理所は、説明を求められたときは令和6年3月12日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間：令和6年1月25日から令和6年2月13日まで。

最終日は17時00分まで。

②提出方法：上記6. (1) ②に同じ。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和6年2月15日までに行う。

8 その他

(1) 提出及び技術資料の無効

本公告に示した参加資格に適合していない企業の提出、又は技術資料に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

(2) ヒアリングについて

提出された技術資料等に疑義が有る場合又は技術力の確認等が必要となった場合は、ヒアリングを実施する。ヒアリングの対象者は提出された配置予定技術者のうち代表者1名とする。

① 日 時： ヒアリング日時は、必要に応じて連絡する。

② 場所等： ヒアリングは、電話により行う。

③ 内 容： 提出資料に基づき、質疑を行う。

(3) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された技術資料は参加資格の確認、協定企業の特定以外に使用しない。

(5) 提出された技術資料は返却しない。

(6) 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。